

届け出制手数料に係る手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就業後１年間に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>５０％</u> ＜期間の定めのある雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年）に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>５０％</u> 手数料負担：求人者
特定の条件による特別求職者の開拓やそのための調査・探索 【職業紹介サービス】	着手金（契約締結時） <u>５，０００，０００円</u> 中間金（１人目の求職者の面接が行われた時） <u>５，０００，０００円</u> 成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就業後１年間に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>５０％</u> ＜期間の定めのある雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年）に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>５０％</u>

	活動実費 サービス提供に伴い発生した稼働実費（交通費、会食費など）は、別途実費を請求いたします。 手数料負担：求人者
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	定額＋成功報酬 定額 1週間あたり <u>500,000円</u> 成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就業後1年間に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>50%</u> ＜期間の定めのある雇用契約の紹介＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年）に支払われる賃金（内定書、労働条件通知書および雇用契約書などに記載されている額）の <u>50%</u> 手数料負担：求人者

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号：

事業所の名称および所在地： CCB Consulting 株式会社 埼玉県秩父市大野原2255番地5